

XSOL 出力制御補償 補償金算定依頼に関するご案内 (2025 年度用)

本ご案内では、2025 年度における XSOL 出力制御補償の補償金算定依頼方法および注意事項についてご案内いたします。

1. ご依頼の前に

XSOL 出力制御補償書の補償規定をご確認ください。2022 年度より、補償規定が変更となっておりますのでご注意ください。補償対象となる各太陽光発電システムに対し算出された弊社による太陽光発電システムシミュレーションにおける年間の総発電量の 10%を超えて生じた出力制御による売電収入の損失分を補償いたします。補償金算定依頼に関する必要書類は、記入例をご参照の上、ご記入ください。

2. 算定依頼期間 (申請期間)

補償算定依頼期間は、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日 (1 ヶ月間) となります。算定依頼期間外の補償申請は、お受け付けできません。

3. 補償を受ける際の必要書類

補償を受ける際には、以下の(1)~(6)の書類のご提出をお願いいたします。なお、オンライン代理制御が行われた案件については、別途、代理制御が行われた月の検針票などの提出を依頼させていただきます。その他、弊社にて必要事項が確認できない場合、追加資料を求める場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- (1) XSOL 出力制御補償 補償金算定依頼書
- (2) 出力制御時間算出シート (※1)
- (3) 弊社が発行する「XSOL 出力制御補償書」の表面のコピー
- (4) 契約者氏名、調達価格が明記された、電力会社から発行される検針票 (購入電力量確認票) またはハガキ (購入電力量のお知らせ) のコピー
- (5) 弊社による太陽光発電システムシミュレーション結果のコピー (※2)
- (6) 監視システム画面写真添付シート (※監視システム情報提出方法 (b) を選択された方のみ)

※1: お客様にて算出が難しい場合は、弊社にて算出した時間を用いることも可能です。その場合は、補償金算定依頼書の該当する欄に「XSOL にて算出希望」とご記入ください。弊社にて算出を希望される場合、出力制御時間算出シートの提出は不要です。

※2: シミュレーション結果を紛失などされ、お手元がない場合は、2025 年度に限り、以下計算式にて算出した値を用いることも可能です。その場合は、補償金算定依頼書の該当する欄に「XSOL にて算出希望」とご記入ください。この場合、シミュレーション結果の提出は不要です。

年間の総発電量 = 太陽電池モジュールの公称最大出力 (W) × 設置枚数 ÷ 1000 × 1200 (kWh)

4. 監視システム情報について

補償規定では、電力会社より出力制御が行われたことを証明する書面をご提出いただくこととなっておりますが、今回、こちらの書面が発行されないため、前項 (2) の書類および補償対象システムの監視システム情報をご提示いただくことで代用とさせていただきます。

監視システム情報に関しましては、弊社にて、出力制御が行われたシステムであること、ご提出いただいた前項 (2) の書類の内容と合致していること、出力制御以外の要因による発電量の低下の有無などを確認させていただきます。提出方法に関しましては、以下の(a)、(b)いずれかを選択いただきます。

- (a) 補償対象システムの算定対象期間すべての時間単位の発電量が確認できる監視システムのログイン ID、パスワード、監視画面 URL を提出
- (b) 補償対象システムの出力制御が行われた日すべての時間単位（※3）の発電量が確認できる監視システムの画面を撮影した写真を提出
※3：監視システムに、エクソル製のカラーモニターまたは三菱製のエコガイドを設置されているお客様に限り、日単位のデータでもお受け付けが可能です。

5. 補償を受ける際の必要書類の提出方法について

補償を受ける際の必要書類は、以下いずれかの方法で算定依頼期間（申請期間）内にご提出ください。

- (1) e-mailにて申請：必要書類の PDF ファイルを以下メールアドレスへ送信してください。なお、以下の弊社指定以外のメール題名で送信いただきましたも、受理できませんのでご注意ください。

メールアドレス：xsol-hosyou@xsol.jp

メール題名：【補償金算定依頼書】 補償番号／お客様氏名

- (2) 郵送にて申請：必要書類を印刷し、算定依頼期間内弊社必着にて、以下住所へ郵送してください。

株式会社エクソル

品質保証部 品質保証課 出力制御補償申請窓口

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-8 JDBビル

03-5425-2765（直通）

6. 補償金算定結果通知書について

お客様より必要書類をご提出いただきましたら、弊社にて補償金額を算定したのち、別途、お支払いする補償金額を記した補償金算定結果通知書を送付いたします。お支払いの時期に関しましては、こちらの通知書にてご案内予定です。なお、支払われる補償金は、不課税に分類されますので、税抜き金額となります。

7. その他注意事項

- (1) ご記入いただいた内容に不備がある場合や、必要な書類をご提出いただけない場合は、補償金のお支払いができない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 監視システム情報に関しまして、弊社にて発電状況が確認できた日時のみが算定の対象となります。
- (3) 出力制御以外の要因（機器の故障やメンテナンスなど）により生じた発電量の低下による損失分は、本補償の対象外となります。弊社にて、監視システム情報を確認させていただき、出力制御が行われる前後で発電が停止している、または発電量が減少している場合、その時間帯については、算定の対象外となりますのであらかじめご了承ください。
- (4) 補償規定に記載のとおり、オンライン代理制御などによって、電力会社より金銭的な補てんがなされた場合、補填に相当する出力制御分は、補償の対象外となります。
- (5) 補償規定に基づく補償金の請求権および受給権を有する方は、補償算定依頼期間（補償規定「6.算定依頼期間」で定義）の初日である4/1時点で、補償書に記載されているお客さまに限りです。弊社は請求権および受給権のあるお客さまからの算定依頼のみを算定依頼期間内に受け付け、補償額があるお客さまには、最大1年間分の補償金をお支払いします（補償金の分割や請求権および受給権のあるお客さま以外の方へのお支払いはいたしません）。請求権および受給権のあるお客さま以外の方からの補償金の申請、請求やお支払はできかねますので、あらかじめご承知おきください。

<個人情報に関する取り扱いについて>

ご提供いただくお客様の個人情報は、本補償に関連する業務に必要な範囲内で利用させていただきます。お客様の個人情報の取扱全般に関しましては、当社の「プライバシーポリシー」をご覧ください。(参照 URL : <https://www.xsol.co.jp/privacy/>)

◇お問い合わせ窓口

株式会社エクソル 品質保証部 品質保証課 出力制御補償申請窓口
03-5425-2765 (直通) 9:00~18:00 (土日祝休み)

HH00B-26-0055